

令和7年度空き家実態調査の結果について

< 1. 概要 >

各地区の自主防災組織に協力いただき、令和7年5月12日～6月30日の期間で空き家実態調査を実施した。結果として空き家件数は627件、空き家棟数は1,013棟となり、令和4年度調査と比べ54件、103棟の増となった。

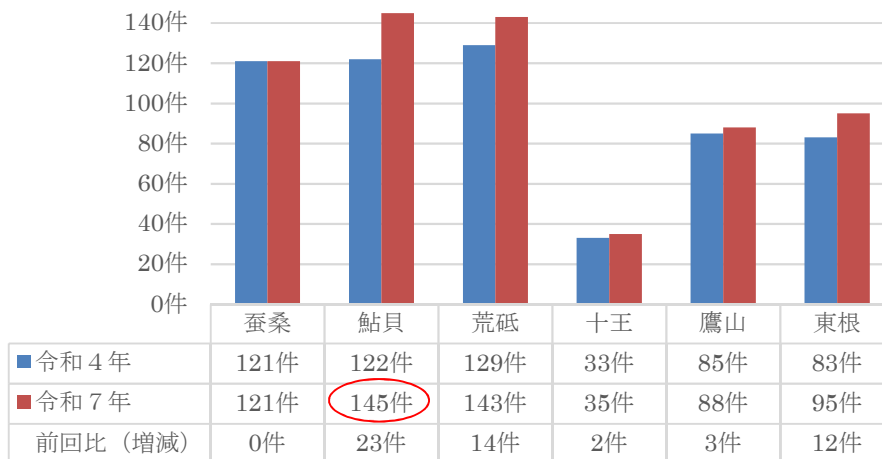
	令和4年度		令和7年度	
	件数	棟数	件数	棟数
蚕桑	121件	200棟	121件	216棟
鮎貝	122件	188棟	145件	209棟
荒砥	129件	192棟	143件	217棟
十王	33件	49棟	35件	50棟
鷹山	85件	137棟	88件	157棟
東根	83件	144棟	95件	164棟
計	573件	910棟	627件	1,013棟

前回比

+9.4% +11.3%

< 2. 地区別空き家件数 >

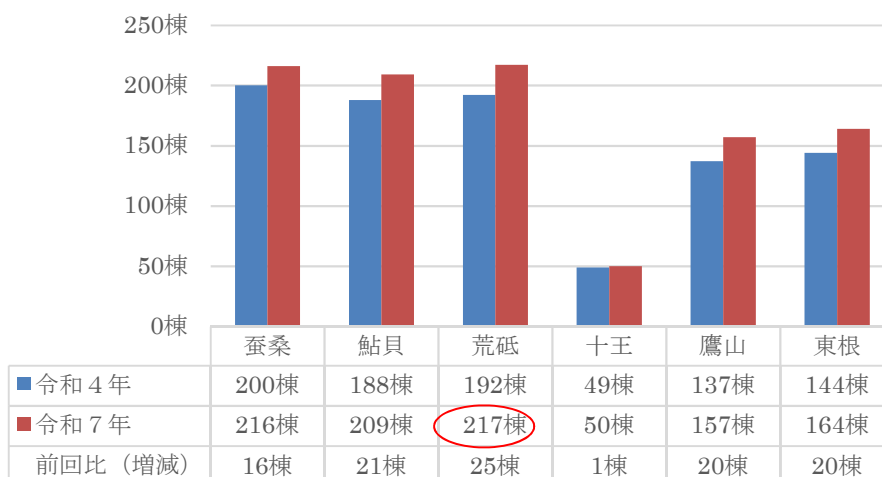
地区別空き家件数推移



○空き家件数は鮎貝地区が最も多く、次いで荒砥地区となっている。
○前回比においても鮎貝地区が最も増加し、次いで荒砥地区となっている。

< 3. 地区別空き家棟数 >

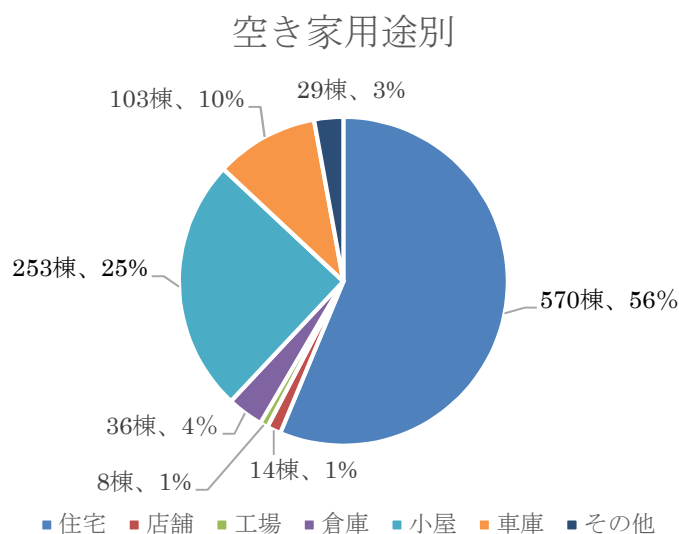
地区別空き家棟数推移



○空き家棟数は荒砥地区が最も多く、次いで蚕桑地区となっている。全地区で空き家棟数が増加した。
○前回比では荒砥地区が最も増加し、次いで鮎貝地区となっている。

< 4. 空き家用途別状況 >

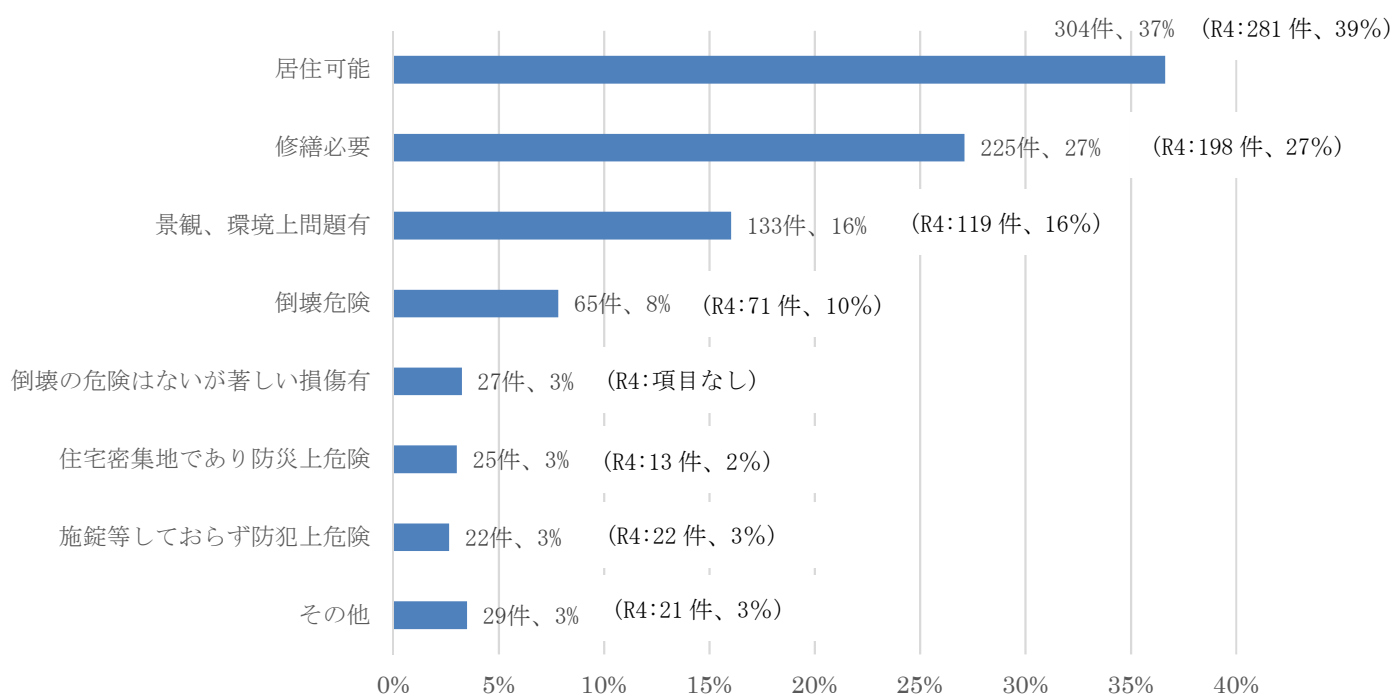
1, 0 1 3 棟を用途別に集計すると、住宅が56%と最も多くの割合を占め、次いで小屋25%、車庫10%となっており、令和4年度調査とほぼ同様の割合。



< 5. 空き家状態別状況 >

空き家627件の状態(判定総数830件 ※複数判定の場合あり)を集計した結果、「居住可能」な空き家は304件で全体の約37%、「倒壊の危険性がある」空き家は65件で全体の約8%であった。

さらに、「倒壊の危険性がある」の項目と重複して「景観、環境上問題がある」と判定された空き家が50件、「住宅密集地であり防災上危険である」と判定された空き家が4件、「施錠等しておらず防犯上危険である」と判定された空き家が11件であった。



＜ 6. 本業務の調査結果の活用について＞

I 本業務の活用

今後、調査結果の詳細を分析し、今年度見直しを行う白鷹町空家等対策計画策定の基礎資料等として活用する。

II 所有者への意向調査（アンケート）

空き家 627 件については、所有者等への意向調査（アンケート）を実施し、「空き家として認識しているか」、「居住できる状態にあるか」、「売却等の活用に前向きであるか」等の所有者意向を調査する。

III 「居住できる状態」にある空き家について

「居住できる状態」にある空き家について、所有者への意向調査（アンケート）の結果により、活用に向きな所有者等の意向が確認できた場合に「有効活用可能な空き家」として定義し、空き家バンクへの登録を促す等、積極的に有効活用方向へ誘導する。

IV 危険空き家に対して

「倒壊の危険性がある」65 件のうち、すでに特定空家等となっている建物については空家法に基づき必要な措置を講じる。

特定空家等に認定されていない空き家については、優先的に所有者、相続人の特定調査を行い、特定空家等認定のための現地調査を実施する。

V 空き家の適正管理について

所有者等への意向調査（アンケート）時に、空き家の維持管理の頻度や管理で苦慮していること等についても調査し、必要に応じて空き家管理サービスの案内を送付する等、適正な管理に向けた誘導を促す。

VI データベースの整備

本調査によって得た情報については、空家法第 11 条に基づくデータベースの構築に活用する。

VII 住民周知

空き家の件数等、本業務における調査結果については、協力団体へ報告するとともに、町報やホームページ等に掲載し住民に広く周知する。